

令和 2 年

第 10 回
教育委員会会議録

行橋市教育委員会
令和2年6月29日(月)

教育委員会会議録

1 招集日時
令和2年6月29日(月) 10時 0分

2 招集場所
501会議室

3 出席委員

| | | |
|----------|----|----|
| 教育長職務代理者 | 末次 | 龍一 |
| 委員 | 水谷 | 知子 |
| 委員 | 金澤 | 精子 |
| 委員 | 村上 | 信哉 |

4 欠席委員

5 出席職員等

- 長尾教育長
- 米谷教育部長
- 吉本教育総務課長
- 山本指導室長
- 橋本学校管理課長
- 木村防災食育センター長
- 川中生涯学習課長
- 辛嶋文化課長
- 門司スポーツ振興課長
- 白川教育政策係長

6 議題及び議事の概要

別紙

7 閉会 12時 0分

教 育 長

教育長職務代理者

議事録調製者

令和2年6月29日

開議 10時00分

○教育政策係長 白川良光君

定刻になりましたので、ただいまから令和2年第10回の定例教育委員会を開催したいと思います。

それでは、長尾教育長、よろしくお願いいたします。

1. 開会

○教育長 長尾明美君

それでは、定足数に達しておりますので、令和2年第10回の定例教育委員会を開会いたします。

2. 前回会議録の承認

○教育長 長尾明美君

それでは、前回会議録の承認を議題といたします。

この件について、何か御意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、承認いただいたものといたします。

続きまして、教育長事務報告についてです。

3. 教育長事務報告

○教育長 長尾明美君

5月27日から6月28日までの事務について、記載をした資料を事前にお配りさせていただいております。内容等について、御質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、教育長事務報告を終わらせていただきます。

それでは、早速ではございますが、本日の議事に入らせていただきます。

4. 議事

○教育長 長尾明美君

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

(1) 議案第22号 行橋市教育委員会外部評価委員会委員の選任について

○教育長 長尾明美君

議案第22号 行橋市教育委員会外部評価委員会委員の選任について、説明をお願い

いたします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から、御説明をさせていただきます。

まず、議案第22号、左肩に第22号と書いております資料を御覧ください。教育委員会におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、委員会が実施する教育に関する事務の管理、及び執行の状況の点検及び評価を毎年実施しなければならない、ということになっております。また同条の中で、この点検及び評価を行うにあたりましては、教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする、ということになっておりまして、この規定を受けまして、本市教育委員会におきましても、外部評価委員会を設置しております。3名の学識経験者を委員として選任しているところです。

今回、この委員の任期、2年と決めておるんですけども、この2年が令和2年8月18日をもちまして満了となります。次期2年間の選任について、お諮りをするものでございます。なお選任につきましては、3名とも現在の委員さんを再任するものでございます。

以上で説明を終わります。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、この件について、何か御意見等がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第22号について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(2) 議案第23号 行橋市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に係る自己評価について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第23号 行橋市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に係る自己評価について、説明をお願いいたします。

まず、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課でございます。A4横の左肩に議案第23号と標記しております資料を御

覧ください。めくっていただいて、下のほうに1ページと番号をふっているページの、まず1番目、教育委員会評価について、を御覧ください。

先ほど議案第22号でも御説明をいたしました、この点検及び評価につきましては、法律の定めるところになっておりまして、毎年この権限の属する事務の管理及び執行の状況につきまして、自己点検及び外部評価を行いまして、その結果を議会に提出するとともに、公表することが義務付けられております。

5月下旬に各課におきまして自己評価を行いましたので、今回この自己評価結果に対しまして、委員の皆様からの御意見をいただきたいと考えております。

また、本日いただきました御意見を反映したものを、本市の教育委員会の自己評価といたしまして、これをもって8月18日火曜日に予定しております、先ほど名簿がありました外部評価委員会の委員によります外部評価を経て、それを取りまとめた報告書を9月議会に提出をして、その後、ホームページで公表する、という予定にしております。

続いて、下の2の点検及び評価の対象でございます。令和元年度中の教育委員会としての活動及び事務執行分が今回の評価対象となっております。ただし、後の2ページから5ページにありますシートⅠの教育委員の活動、及びシートⅡの教育委員会が管理・執行する事務につきましては、活動状況及び実施状況のみを項目ごとに記載をしておりますので、今回の評価の対象とはしておりませんので、確認のみとさせていただきます、ここでの説明は割愛させていただきます。

続いて、最初に1ページ目の3番目、評価の詳細についてでございます。この後、6ページ以降のシートⅢ、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務、これに沿って各担当課長のほうから自己評価についての内容について御説明をさせていただきますが、シート内で目標達成度と妥当性という表がございます。その表におきまして、達成度が5・妥当性が5、要は満点になっていない事務を中心に御説明をさせていただきますと思います。

それでは、指導室から、お願いいたします。

○教育長 長尾明美君

指導室、お願いいたします。

○指導室長 山本有一君

では、指導室から説明をさせていただきます。6ページを御覧ください。学校教育における重点施策ということで、関係事業名、それから点検、評価の順で説明をさせていただきます。

はじめに、まず関係事業名、小中一貫した教育の推進(3)になりますが、行橋市のほうは、この小中一貫ということで、特に郷土科・コミュニケーション科プログラムを中心に、後は学校行事、それから研修のなかで小中の交流を中心に一貫した教育の推進

を進めております。

郷土科・コミュニケーション科プログラムについては、若年教員の研究授業の中で新たな教材化を図る動きということも、この近年出てきておりまして、今までのプログラムに捉われず、それぞれ学校で工夫された取り組みが少しずつできております。しかし、小中学校で教科ごとの検討に沿った教育課程の編成というところまではなかなか進んでおりません。そこで達成度を4というふうにしております。

続いて、その下、学力実態調査事業でございます。全小中学校で2つの重点的な取り組みを行いました。小5から中3までの垂直比較をもとに学力の課題の明確化、各中学校区ごとに学力向上虎の巻を活用した取り組みの共有化を行いました。その結果、中学校は最近の5年間では最高の結果となっております。しかし小学校が昨年度より2ポイント低下する結果となりました。この要因としましては、問題の形式が大きく今回は変更され、思考力・判断力が問われる傾向が強くなっております。そのことで、学校間格差が広がっている、というのが要因だと思います。

本年度の調査結果を受けまして、今後、行橋市が推奨しておりますICTを活用して、主体的に思考判断をする学び合い学習を取り入れ、授業改善をその線で進めていくということを考えております。

続いて、9ページを御覧ください。9ページの上から3番目の枠になります。校内の特別支援教育推進体制の機能化、特別支援学級在籍児童生徒については、個別の指導計画・支援計画を作成し、個に応じた指導・支援が行われております。また研修に関しても、担当者全員の研修会、及び新人担当者研修会ということでは進めておりますが、年々子どもの状況が、多様化が進んできておりまして、特性に対応できる担任の専門的な指導力向上ということが急務でございます。そこで、達成度としまして4というふうにしております。

続いてその下、教職員の服務適正化と超過勤務の縮減。教職員の働き方を改善するため、教育課程の見直しと超過勤務の縮減について協議を重ね、昨年度、一つの方向性を出すことができました。幾つかそこに書いておりますが、特に最終退校時間の設定、小学校では7時、中学校では8時ということで、いま設定をしております。

それから部活動指針の策定、市主催研修の削減、そして今までグループごとにサポート体制を整えながら実施をしておりました事務のかたちを、共同学校事務室ということで一つの組織としてより効果的な推進ができるように、昨年度、一つのグループをそういうかたちにしまして、本年度からは全ての学校の事務の共同実施を進めているところでございます。

そういうことで実際に具体的な方針を出して取り組んで進めていますが、やはりこれも学校により取り組みに差があるというふうを考えておりまして、達成度は4としてお

ります。

続きまして、10ページ、一番上の枠。関係事業名が特別支援教育の推進、巡回訪問でございます。発達相談、巡回訪問を特別支援教育アドバイザーのほうでしていただいております。このことによって適正な就学につなげていこうと取り組んでおりますが、これはもう年々、発達相談を希望する保護者が増えてきておりまして、いま二人体制でやっておりますが、どうしても年度の終わりごろに集中して相談の希望が出てくる状況がやはり例年続いております。学校には保護者へ、こういう相談の機会があるということを事前に早期に伝えていくということをお願いしておりますが、やはりなかなか保護者の御理解を得るのにまだまだ時間がかかる方もいらっしゃるようです。

そういうことで、今後より計画的に派遣できるように、学校で調整を図る必要があると考えておりまして、達成度を4というふうにしております。

それから一番下の枠、タブレット等ICT教育推進事業でございます。市内の全小中学校17校に二人に1台程度の児童生徒用タブレットを昨年度できました。そして市内のモデル校、行橋北小、長峡中の取り組みについて、公開授業や市主催の研修会等で横展開を図っていきましたが、教員の自主的な取り組みの推進にとどまり、学校全体の組織的な取り組みまで至らなかったことから、達成度を4としております。

本年度は、GIGAスクール構想によりまして、急きょ全ての学校の児童生徒に一人1台ということに進んでおりますので、さらにここは進めていければと思っております。ここが達成度も妥当性のほうも4ということで、今から力をいれてやっていくべき内容だと考えております。

12ページを御覧ください。真ん中の児童生徒安全指導事業でございます。4名の指導員を今各小学校に定期的に配置し、登下校時の交差点での安全指導、校内危険箇所の点検、修理等を行って安全確保に努めております。しかし、各学校への配置が、やはり4人で11校を賄うかたちになりますので、常時入れるというわけではありません。そこで今後、監視カメラの設置、関係機関や地域との連携の在り方を探っていく必要があると考えております。

また、年度の初め、春先になるんですが、児童生徒相談センターにおける誘拐防止教室というのも実施しております。これも春先だけではなく、早く暗くなる冬場等にも実施をすることも検討する必要があるというふうにご検討しております。そこで、妥当性のほうを4ということにしております。

最後に、家庭教育の推進です。ノーテレビ・ノーゲームデー、弁当の日等も取り組んで親子が触れ合う機会を充実させております。しかし、児童生徒の基本的な生活習慣にかかわる平日の家庭学習時間が1時間未満の児童生徒の割合が4割を超えております。なかなか目標値までいけないというところから、達成できていないということから、達成度

を4というふうにしております。

以上でございます。

○教育長 長尾明美君

続いて、学校管理課、お願いいたします。

○学校管理課長 橋本明君

学校管理課から説明いたします。資料11ページをお願いします。項目といたしましては、学びを支える教育環境づくりの推進のうち、公立学校施設整備計画の推進、事業名は学校施設整備事業になります。

目的・目標ですが、安全で快適な教育環境を目指し、空調整備工事4校、屋上防水工事3校、プール改修工事5校、外壁改修工事3校、下水道接続工事1校の工事を実施する目標といたしました。

これに対しまして、事業の成果・内容ですが、空調整備では、泉中学校、今元中学校、行橋中学校、菫島小学校の工事が終わりました。市内17校の空調整備が整っております。

屋上防水では、椿市小の校舎、今元中の体育館、長峡中の校舎。プール改修では、稗田小、椿市小、延永小、泉小、仲津小。校舎外壁改修では、椿市小、泉中、長峡中におきまして、それぞれ工事を行っております。また行事地区に公共下水道が整備されたことに伴います接続工事を行橋北小学校において行ったところがございます。

指標の達成度といたしましては、空調整備事業で目標17校に対しまして実績も17校となっております。また、屋上防水につきましては、実施率で78%としておりましたが、実績で69%となっております。これは屋上防水事業につきましては、実施率を出す際に、校舎や体育館などの棟数で計算をしておりますけれども、実施率が下がったのは、計画どおりにできなかったということではなくて、分母の棟数が増えたことが原因となっております。

具体的に言いますと、現状値では、全体の棟数を23としていたのが、実績値においては、全体の棟数が26になったため、実施率が下がっているという状況でございます。棟数が増えた理由ですけれども、次の欄の取り組みとしての妥当性という欄に記載しておりますけれども、当初、計画対象外であったのが、その後、計画対象としたというのは、これは仲津小学校ですけれども、平成14年度に大規模改修を行って、当初は対象外としておりました。しかし、いま雨漏り等が出てきたために対象としております。

また、施工上分離して実施する必要性が生じた、という記載がありますけれども、こちらについては外壁改修を実施するに当たりまして、アスベストの調査を行います。アスベストが含まれていた場合は、その部分はアスベストを取り除く工事が必要となりますので、その棟は分離発注することになります。その結果、棟数が増えたというところで

ございます。

したがいまして、計画どおりには実施しておりますけども、全体の計画棟数が増えたために実施率が下がったということになっておりまして、したがいまして、達成度・妥当性は共に5を付けさせていただいております。

学校管理課は以上です。

○教育長 長尾明美君

ありがとうございます。

続いて、生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課長 川中昌哉君

生涯学習課から説明いたします。資料13ページをお願いいたします。

生涯学習課の推進における重点施策です。一番上の市民大学講座事業の予定でございます。中央公民館、令和元年度でございますが、利用者数、利用実績、延べ2449回の5万1057人。市民大学講座につきましては、前期・後期を実施いたしまして、実績142名の予算化をいただいております。

中央公民館の講座等につきましては、受講者や講座内容等、安定した運営ができておりますが、若い年代層などの新たな受講者の獲得や目新しい講座の改革等ができていないため、妥当性を4とさせていただいております。講座運営のイベント等を工夫し、さらなる利用者増につなげていきたいと考えております。

市民大学講座につきましては、講座テーマ等を長期間変えていないため、新規受講者獲得につながるよう、テーマや対象者について、新たな案を提示していきたいと考えております。目標、市民大学講座に対しまして、実績142名ということで、少し達成が足りなかったということで、達成度も4にさせていただいております。

続きまして、13ページの一番下の欄でございます。読書活動推進事業でございます。読書手帳を配布しております。コスメイト行橋のほうで令和元年度、配布してございましたが、子ども用170冊、大人用321冊の計491冊を配布いたしました。また平成23年度から開始いたしました、乳幼児を対象としましたブックスタート事業を継続して実施しております。毎月、ウィズゆくはしで行われております4カ月健診を利用いたしまして、ボランティアによる絵本の読み聞かせ、絵本の手渡しを行っております。受診者数542名、全員に配布を行いました。

読書手帳につきましては、図書館窓口にて配布を行いましたが、より読書活動を推進するために、今後配布については検討が必要であると考えております。

ブックスタートにつきましては、子ども支援課、文化課、図書館及びボランティアと連携をとり、読み聞かせと絵本の配布に取り組み、健診者全員に配布ができましたので、達成度5、また十分な取り組みや周知等が行えたとは言い難いため、妥当性を4とさせ

ていただいております。

続きまして、次のページ、14ページをお願いします。上から2つ目の欄になります。行橋市インリーダー研修関係事業でございます。次世代を担うリーダーを養成するために、各子供会より子どもを集めて研修を行いました。また子供会加入についてのパンフレットを作成いたしました。

行橋市インリーダー研修の事業実績、令和元年度でございますが、前期6月に開催しまして、30名、後期1月に開催いたしまして19名、令和元年度子供会の加入率としましては、32.80%となっております。

子供会の加入率につきましては、休止中の校区もあるなど、年々減少傾向にあります。パンフレットの活用によりまして、既に参加しております保護者の協力や自治会等に働きかけを行って、新規加入者の掘り起こしを行いました。周知方法も十分な取り組みが行えたとは言い難いため、妥当性を4とさせていただきます。子供会の加入率につきましても、高い目標ではございますが、60%を設定しておりまして、32%ということで達成度のほうも4とさせていただきます。

生涯学習課からは以上であります。

○教育長 長尾明美君

続いて、スポーツ振興課、お願いいたします。

○スポーツ振興課長 門司康宏君

スポーツ振興課より御説明申し上げます。資料の15ページをお開きください。一番上のスポーツフェスタ in ゆくはし開催事業でございます。本事業の目的としましては、市民参加型スポーツ大会として、各スポーツの推進を図るため、競技団体と協力し、毎年、10月に実施しております。昨年度はニュースポーツの参加数100名を目標としておりまして、実際の参加者数は84名、参加者数ベースにおいては、概ね達成できているものの、広報の在り方等にまだまだ見直しの余地がありますことから、達成度5、妥当性を4とし、今後はイベントの知名度アップや参加者の増加を図りたいと考えております。

その次に下の欄のスポーツ大会実施について、御説明申し上げます。

本事業の目的としましては、市長旗争奪スポーツ大会等を実施することで、青少年の健全育成、各競技の普及促進を図ることとしております。昨年度は指標として掲げておりました3月の行橋市長旗争奪中学校剣道大会につきましては、新型コロナウイルス問題により中止となっておりますが、他の市主催の大会については、概ね行橋中学校体育連盟等と連携しながら参加者の増加につながる取り組みを行い、青少年の体力増進、健全育成、競技の普及促進を図りましたので、達成度・妥当性共に5としております。

次に、少しページが飛びますが、資料20ページをお開きください。海岸地域を活用

したスポーツイベントの開催について、御説明申し上げます。

本事業の目的としましては、本市の魅力の一つである海岸地域の景観を十分に生かしたビーチスポーツの拠点化を図ることで、市のPRとスポーツの振興を行うこととしております。手法としてあげております、ことし1月末に行われましたシーサイドハーフマラソンにおいては、大会後のアンケートにおいて、約8割の参加者に、ぜひ次回も参加したいと高評価を得ております。5回目の大会でしたので、運営についても慣れてきた面もありまして、事故や大きな苦情もなく、概ね目標を達成できたと感じております。またアンケートにおいて、約9割の参加者は、大会を通じて行橋の魅力を感じることができた、と回答をいただいているところでございます。以上のことから、目標達成度・妥当性共に5としております。

スポーツ振興課からは、説明は以上でございます。

○教育長 長尾明美君

続いて、文化課、お願いいたします。

○文化課長 辛嶋智恵子君

続きまして、文化課から説明をさせていただきます。資料の16ページからの3文化・スポーツ・芸術の振興における重点施策、その内の該当の項目について、御説明をいたします。

17ページの一番下の欄を御覧ください。(3)歴史や文化財を活かしたまちづくりの推進のうち、歴史や文化とふれあう環境の整備・活用という項目でございます。事業名は、史跡整備事業、目的及び目標は、市民や来訪者の史跡や文化財見学の利便性を高めるために定期的な除草作業や文化財の適切な管理をすることとしています。

評価でございますが、史跡や文化財を見学する際の利便性という面で、新しく行橋市の文化財に指定されました、大儀寺の木造如意輪観音坐像や浄喜寺の絵画資料につきまして、説明板の設置ができておりませんので、達成度を4としております。見学者がいつ見学に訪れても文化財のことを理解していただけるように、設置に努めてまいりたいと思います。あわせて、以前からある文化財につきましても必要に応じて道案内看板や古くなったものの更新などを計画的に進めていく必要があると考えております。

では、次の18ページを御覧ください。一番上の欄になります。歴史や文化への関心を高めるための情報発信と普及活動という項目で、事業としては文化遺産の公開普及事業を行っております。

市民の歴史や文化への関心と理解を深めるとともに行橋の魅力を広くPRすることを目的としております。そのうち、歴史資料館での活動として特別展や企画展を開催し、年間入場者数の目標を1万2千人としておりましたが、昨年度は9559人で行われました。同じ建物の1階にありました図書館が移転のために1月から閉館したり、3月は

新型コロナウイルス感染症の感染防止のために資料館自体を閉館することとなりましたけれども、歴史資料館をより多くの方に訪れていただけるように、市民に興味を持っていただけるような展示やPRに努めるなど、まだ事業の改善をすべき点があるとの判断で達成度を4としております。

次の19ページを御覧ください。上の欄でございます。福原長者原官衙遺跡など市内の重要な史跡の調査と保護を推進する、という項目でございます。そのうち、福原長者原官衙遺跡につきまして、保存と活用のために史跡地の公有化を進めておりますが、目標値を史跡指定地のうち公有地化をする必要がある面積の10%としておりましたが、4%にとどまりました。ただし、ほかの御所ヶ谷神籠石の整備や発掘調査報告書の刊行、文化財の指定は予定通り実施することができましたので、総じて達成度は4としております。史跡の公有地化につきましては地権者との交渉が必要ではございますが、計画的に進めていき、あわせて史跡の保全や活用も図ってまいりたいと考えております。

文化課からの説明は以上でございます。

○教育長 長尾明美君

では最後、防災食育センター、お願いいたします。

○防災食育センター長 木村君彦君

防災食育センターから説明いたします。8ページを御覧ください。関係事業名、食を通じて子どもを育てる学校給食事業、学校給食の職員全員を対象に衛生研修を年3回行い、意識向上を図れたと考えております。

食育の推進を図るために、小学3年生を対象に、食に関する指導、授業について取り組みを行いました。

また、各小中学校や防災食育センターでの給食試食会を通じ、要望による講話を行うことで、保護者等に対して学校給食への理解が図れたと考えております。講話の参加者は、全体で約170名でございました。達成度・妥当性共に5としています。

次に、アレルギー対応学校給食事業でございます。食物アレルギー対応係において、献立作成から給食提供まで、職員間の情報の共有や連携業務を円滑に行うことができたと考えています。また各工程において適宜チェック、ダブルチェック作業の取り組みを行いました。また、緊急性が高いアレルギー症状の場合に備えるためにエピペンを使用することを想定した実習研修会を行い、エピペンの実習研修会の参加者80名でございました。達成度・妥当性共に5としています。

以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。

この件について、何か御意見等がありましたら、お願いいたします。

村上委員、お願いします。

○委員 村上信哉君

12 ページの一番上の防災教育の推進が、妥当性が4になっているんですが、ここは説明がなかったんじゃないかと思いますが、ありましたでしょうか。

○教育長職務代理者 末次龍一君

いえ、なかったです。抜けたんじゃないですか。

○教育長 長尾明美君

では、指導室、お願いします。

○指導室長 山本有一君

防災教育の推進でございますが、例年大雨災害時に対応するために気象庁の防災教育研修を通して避難行動に関する参加型研修というのを行っております。市の自然災害対応マニュアル改定版というのがございまして、引き渡しカードの配備等が進み、各学校の安全確保、危機管理マニュアルの具現化というのが進んできております。

妥当性を4というふうにしていますのは、いま各学校で使っております一斉メールですね、それについては、一昨年西日本の大雨が降ったとき、緊急の連絡が各保護者、家庭に届くのがすごくタイムラグがありまして、有効性が全くなかったということで、今後、防災メール等の迅速な情報発信ができる方法を確認する必要があるというふうに考えておりますので、妥当性のほうを4ということにさせていただいております。以上です。

○教育長 長尾明美君

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 村上信哉君

本当にこれだけの資料を、大変だったと思います。1点、これは別にお尋ねとかではないのですが、職員の方のサービスの適正化、超過勤務等のことについての部分と、それから特別支援のニーズに対して先生の数が少ないという部分なんかもありますが、いまコロナの関係で先生がトイレの掃除もなさっていますし、もういろんな先生への負荷がすごいと思うんですよ。それで本当にこの超過勤務じゃないですけど、なるべく先生のストレス軽減と仕事を減らす方法をやっぱり考えてあげないといけないだろうな、ということをつくづく今思っていますので、またよろしくお願いします。

○教育長 長尾明美君

貴重な御意見、ありがとうございました。

その他、ございますでしょうか。

末次委員、どうぞ。

○教育長職務代理者 末次龍一君

これは確認と言いますか、今ありました職員の超過勤務の関係で、最終退校時間を7時と8時になっていますが、現実的には、ある程度守られてやっているんですか。評価の達成度にこれが関係しているかどうか分からないけれど。

○教育長 長尾明美君

指導室、お願いします。

○指導室長 山本有一君

本年度、4月からタイムカードの実施が本格的に始まりまして、それで月ごとに平均の数値を出していただいております。各学校、各教職員、全て分かるようになっております。その結果を見ると、やはり特定の役職の方の時間の超過がはっきり出てきておりまして、それ以外の方につきましては、意識をしながら超過勤務の縮減がされているようですが、今後、管理職を中心にもう少し効率化を図っていきたいと考えておりますが、先ほど委員からもありましたように、今年本格的にこれを実施するところに、このコロナが来まして、なかなか通常行わない業務が加算されることによりまして、学校も少しその辺の取り組みを右往左往しながらやっているような状況もありまして、そこも今回の超過勤務にかかわってきているかなと思っています。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ICT化も進むし、後でまたGIGAスクール構想ですか、これも国としても力強くICT化を進める。その一つの目的としては効率化もあると思うんですね。新型コロナという余計なものが出てきたけども、最初は大変だけど確立できれば負担は減っていくはずですね。僕もきょうはタブレットを持って来たけども、どんどん進化しているし、一定の資料なんかも一定程度ペーパーレスでやっていけるし、ペーパーレスにすると色々書類の配布とかも手間が省けるし、検索もできるようになってくるし。

前のことを考えても、残業の超勤が当たり前になったらいけないと思うので、定時で帰るのが当たり前なんです。そのための努力はしなければいけないし、効率化をしていかなければいけない。だからそれら全て漫然化したらいけないし、負担がかかってくると思います。

だからそこら辺のコロナが落ち着いたら意識づけの必要があると思うので、早く帰るということが、それが普通の当たり前なんだというふうに。何か日本人は仕事が好きだから、残るのが優秀みたいに思っている人もおるし、家で仕事をするのも大変だけど、職場で全て片づけられるようなやっぱり努力はしていかなければいけないと思います。

ちょっと余計な話で、評価とは関係ないけれど。

○委員 金澤精子君

賛成です。そういっても現場は、どうしてもやらなきゃいけない仕事が残っていると

思うんです。だけど仕事にはメリハリが大事で、そのメリハリをつけさせる意味で、先ほど室長さんがおっしゃったみたいに、やっぱり管理者がきちっと職員の実態把握をして、意識化というのが、先ほど末次委員が言われたみたいに、やはり自分の体を考えて、定時に帰れるのがベストという、そういう意識化をしていくことというのがすごく大事なんだと思います。

○教育長 長尾明美君

ありがとうございます。

後はよろしいですか。

水谷委員、お願いします。

○委員 水谷知子君

全体的に昨年度の外部評価の内容などを踏まえて十分考えられたうえで、今回の自己点検と評価をされていると思いますので、私のほうからは特にございませんが、一つだけお尋ねしたいと思います。

細かいことなんですが、これ毎回出てくる部分ではありますが、12ページで家庭教育の推進のところになりますが、達成度4・妥当性5がついているところで、家庭教育研修会は参加者がPTA役員に偏りがちな傾向があることから、広報の仕方を工夫する必要がある、とここに書かれています。私が10年ほど前に小中でPTA役員をしていたころから同じような状況でして、その後、学校とかPTAによって少し違いがあるとは思いますが、まずは学校通信で学校がお知らせして、広報委員会がありますので、広報委員会の広報紙の中でお知らせをして、また研修委員会というのが各学校ごとにあると思います。そして研修委員会のなかで、こういう研修がありますというお知らせをして、出欠の確認をして、何回にもわたってお知らせはしていると思います。

そんな中で、これだけのお知らせをしているにもかかわらず、やはり当時からPTA役員の参加が殆どだったのが現状になっています。

そして、今後新たに広報の仕方を工夫する、となりますと、また新しい方法を考えるのもかなり厳しいのではないかなと、すみません、個人的に思っていますが、その辺いかがでしょうか。

○教育長 長尾明美君

指導室、いかがでしょうか。

○指導室長 山本有一君

どうしてもですね、この研修の内容を含めたところになってくるかなという気がしております。模索を毎年しながらやっております。

やはり今の喫緊の関心のあるテーマをできるだけこの研修会で、と考えておまして、スマホの関係とかそれからICTの関係とか、できるだけ今の問題に直結するようなテ

一マを考えているんですが、後はやはり実施の時間とかですね、そういったところも、どうしても平日となると、なかなか今の状況では難しいのかなと考えていますが、それも含めたところで実施の内容と、それをどう伝えていくかというところで模索していきたいと思います。

○委員 水谷知子君

ありがとうございます。

○教育長職務代理人 末次龍一君

すみません。その件について、僕も20年くらい前にPTAをしていて、やっぱりずっと同じですけども、最近のいろいろ情報伝達として、さっきのICTじゃないけれど、メールを利用したりとか統一してもらわなきゃいけないけども、昔、僕がPTAをやったときは、まだ携帯もそんなに普及していなかったし、スマホもなかったし、今は、LINEとか必ず毎日確認するじゃないですか、メールとか。そこら辺は、配布する紙よりも、かえってそういうのが今的に考えたら、やはりそれを活用できる。登録してもらうということですね。

個人情報関係とかいろいろあるけれど、LINEなりメールなりを登録してもらうとか、そういうのはお願いもしなければいけないけども、いろんなことを伝達できるので、だからこういう学校行事の参加をお願いすると思いますが、やっぱり全く知らない場合も結構あるんですよ。紙が来ても見ていない場合が結構あるんで、それが来ているとやっぱり、そのうちスケジュールやカレンダーか何か入れている人がいるかも分からないし、明日あるなど、たまたま暇だからのぞいてみようかとなるかもしれないし、これもちょっと考えて工夫してもどうかなと思います。

○教育長 長尾明美君

金澤委員、お願いします。

○委員 金澤精子君

指導室のほうなんですけど、小中一貫教育、小中連携教育、これは6ページですが、マンネリ化はしていないですか。もうそういうプログラムがあるから、そこで小学校・中学校にこの行事を入れてというふうに。今年はまだそこは進んでいないですけど、そういう傾向は現場には見られないですか。

○教育長 長尾明美君

指導室、お願いいたします。

○指導室長 山本有一君

いま御指摘いただいたとおり、郷土科・コミュニケーション科の内容について、これは各学校で、あくまでこちらでスタンダード版を出していますので、それを各学校で取り組むことにしています。ここに述べましたが、少し研究、授業をするなかで新たな教

材化というところも見えてきておりますが、これについては、もう歴史はかなり昔からやっているんですけども、いま御指摘いただいたマンネリ化というところもあるかもしれませんが、これはやはり行橋市としては継続をいま強く考えておまして、唯一小学校から中学校まで系統的に教材を計画的に実施できるのが、この郷土科・コミュニケーション科でありますので、推進については、今後力を入れてやっていくべきだと考えております。

○委員 金澤精子君

では、後のヒアリングもありますように、行橋市がコミュニティスクールを検討していく場合に、これが一番の土台になりそうな気がするんです。だからさっき言った意識化というか、もう研究発表校も今のところちょっとないですよ。仲津中学校も終わりましたし、そうしたらマンネリ化を防ぐためには、それぞれの中学校区で個々の、室長さんがおっしゃった9年間というのを、意識化はやはり研究組織のほうに働き掛けて、それをするだけで同じようにやっている行事がぐんと次のコミュニティスクールにつながるんじゃないかなと思います。

それと生涯学習課のほうですけど、公民館、高齢者がたくさん使ってもいいじゃないですか、いま高齢者が多いですから。ただ、若い人を少し呼ぼうかなと思ったら、あの講座内容では若い人は飛びつきませんね、おっしゃっていたように。

いま若い人を寄せようかなと思ったら、子育て中のお母さんとか、それから職場に出ていないお母さん、そういう方たちがいま学びたいと思う、時々子どもを連れても行けるような講座とか、そういうものじゃないと、健康とか生き生きライフ、男と女の美学とか、あれは、どうしてもやはり年齢が高い方が対象になっているので、そのところは望めないかなと思いました。

それと、文化課ですけど、指定文化財を紹介する冊子、あれはとても内容が良かったです。1200部で、あれはいろんな所に配布しているんですよ。

○文化課長 辛嶋智恵子君

各学校のほうにも配布させていただいておりますし、図書館にも置かせていただいておりますが、あと販売というかたちで御入用な方は手にできるようにしております。

○委員 金澤精子君

幾らですか。

○文化課長 辛嶋智恵子君

300円でございます。

○委員 金澤精子君

内容がとても良かったなと思って大事にしています。以上です。

○教育長 長尾明美君

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、これより採決をいたします。

議案第23号について、承認することに御異議はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

では、御異議がありませんので、承認することといたします。

(3) 議案第24号 行橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則の制定について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第24号 行橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則の制定について、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 吉本康一君

それでは、教育総務課から説明をいたします。議案第24号 行橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則の制定について、ということで、すみませんタイトルはですね、新しい規則を制定するようなタイトルになっていますけども、これは既存の規則を改正する内容になっています。ただ、改正項目が多かったために、今回、全部改正をすることで、こういったタイトルになっていますので、事前に御断りをさせていただきます。では、御説明させていただきます。

本日追加でカラーのA4横の資料、教育委員会の権限について、という資料をお配りしておりますので、そちらをまず御覧ください。

教育委員会の権限につきましては、傍線を書いています、地方教育行政の組織及び運営に関する法律のなかで規定をされております。第21条に、学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関することをはじめとして、ざっと多岐にわたる項目が列挙されております。ですので、今回ここに書いている多岐にわたる事務に関しましては、一つ一つをやっていくうえで、いろんな案件が出てきますけども、それを今回のこの教育委員会会議に諮って一つ一つ決めていくのが一応大原則にはなっておりますが、ただ、多岐にわたりますので、実際の行政運営に関しては、運用に関しては現実的ではないということで、法律の想定する内容につきましては、その下ですね、第25条に教育委員会は権限に属する事務の一部を教育委員会規則で定めるところによって、教育長に、①次に掲げる事務を除いて委任することができる。②に臨時に代理することもできますよ、という仕組みになっております。

では、どういったものが教育長に委任できないかというところで、第25条の2項に6項目あげております。これは後ほど具体的にまた御説明させていただきますが、ただ、その一番最後の第27条、及び第29条に規定する意見申出とありますが、これは何

かと言いますと、第27条は、行橋市立、公立の幼保連携型認定子ども園に関するところで、本市におきましては、こういった施設はございませんので、該当はありません。

第29条は何かと言いますと、下に書いています、地方公共団体の長、市長ですね、市長は市議会に議案を上程する、その議案を作成する過程のなかで教育に関するものに関しては、必ず教育委員会の意見をきかなければならない、ということになっていますので、それを受けて教育委員会は、それに対して意見の申出をすることができる、となっております。

今申し上げました法律上の仕組みを受けて、先ほど幾つか教育委員会規則の定めるところにより、という言葉が出てきたと思いますが、行橋市の教育委員会におきましても、この法律を受けまして、行橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則というものを策定しております。

それでは、実際の具体的な内容を御説明したいと思います。議案第24号、左肩に書いております資料ですが、そちらをめぐっていただいて新旧対照表を4ページ、5ページに付けております。黒白で印字をしているものになります、こちらを御覧いただきたいと思います。

まず右側が改正前、左側が改正後となっております。今から説明いたしますけれども、左側の改正後の条の番号で申し上げていきたいと思います。

まず、第1条の趣旨を追加しまして、この規則の制定目的を明確にしております。

次に、第2条、委任について、でございますが、ここは先ほど申し上げました委任事務の規定となっております。1号から11号まで列挙した事務がありますが、これを除いて教育長に委任するということになっております。すなわちこの規則の列挙しております事務11項目ありますが、原則この事務に関しては教育委員会の会議に諮って意思決定を行っていくということになります。

それでは、具体的に委任できない事務としてどのようなものがあるかということでございますけれども、第1号として、法律第25条第2項各号とあります。これが先ほどA4横のカラーの資料の左側の下のところに列挙した6項目になります。こういったものかという、1番目で、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。これは具体的に言うと、今までの議案であげさせてもらった教育振興基本計画とか、そういった各所管が持っているいろんな計画ですね、そういった方針を決めていくときには、教育委員会に議案として諮る。

2番目、教育委員会規則、今回上程させてもらっています規則の改正を含めて教育委員会で定める規程の制定とか改廃に関することは、ここで諮る。

3番目、所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。これは何か教育施設を設置するとか、廃止する場合には会議に諮る。

4番目、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、その他人事に関する事、ということで、これも人事案件で例えば教職員の異動とかいうのを、今まで議案として諮らせていただいております。

5番目が次条に規定する点検及び評価、これは先ほどお諮りした自己評価及び外部評価のことになります。

6番目が先ほど読み上げました、第27条及び第29条に関する意見の申出ということになっておりまして、以上6つの項目が列挙されているところで、これが委任できないということで法律に明記をされておりますために、今回この事務委任規則の中にも委任できない事務といたしまして明記をさせていただくこととしております。

続きまして、新旧対照表に戻っていただきまして、第2号ですけれども、これまで1件300万円を超える財産の取得に関して申出ることができるようになっておりましたが、金額では限定しないように今回改正をしております。第6号では、学校、公民館、図書館の敷地の選定となっております、これまで対象施設を限定している状況でございましたので、改正後は学校教育施設及び社会教育施設という表記に改正いたしまして、対象範囲を広げております。

第7号におきましても、社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員を委嘱すること、ということで、非常に限定的であったものでした。ですので、改正後は教育委員会が行う各委員の委嘱、解職、任免行為のうち、その行為を教育長に委任できない附属機関の対象を、改正後を見ていただくと、法律や条例に基づき設置される附属機関の委員、ということで明記をさせていただいて、対象を広げようというものでございます。

次に第10条及び第11条につきましては、現在でも実際に教育委員会の会議のほうに議案として諮っている事務でございます。教育図書の採択であったり市の指定文化財の指定及び解除ということにつきまして、これも実際に運用でやっている自治体にあわせようということで、委任できない事務として、規則上、位置付けることといたしまして、規定を追加しております。

また第3条といたしまして、委任できない事務について、本来なら臨時教育委員会等を開いて議決を受けるべきところでもありますけれども、緊急やむを得ない場合というときに限りましては、教育長が臨時代理できる規定を追加・整理をしております。

以上の改正内容につきまして、教育委員会と教育長の権限の明確化を図るということで、今回改正をしようとしているものでございます。

以上で改正概要の御説明を終わります。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、この件について、何か御意見等、ありましたら、お願いいた

します。

○教育長職務代理者 末次龍一君

黒丸と赤丸は、どう違うんですか。

○教育政策係長 白川良光君

21条の赤丸とその下の教育長に委任できない事項の赤丸が一緒というところで、赤丸を付けております。同じ内容を表しております。

○委員 金澤精子君

21条と25条の2項は同じ内容ということで赤丸になっているということですね。

○教育政策係長 白川良光君

はい。

○委員 金澤精子君

ありがとうございます。学校を設置する等は、教育委員会の権限ということですよ。

○教育長 長尾明美君

教育政策課、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

いま金澤委員がおっしゃられた教育施設の設置など、ということですが、正確に言えば本来首長の権限にはなろうかと思えますが、やはり教育施設でございますので、トップの意思決定をしていく過程の中で、ここは教育委員会の意思は無視できないぞということで、やはりこの教育委員会の会議に諮っていくというのが法律の想定ということになっています。

○委員 金澤精子君

分かりました。

○教育長 長尾明美君

その他は、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、ないようですので、これより採決いたします。

議案第24号について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(4) 議案第25号 行橋市教育委員会職員公益通報制度実施要綱の制定について

○教育長 長尾明美君

では、続いて議案第25号 行橋市教育委員会職員公益通報制度実施要綱の制定につ

いて、御説明をお願いいたします。

○教育総務課長 吉本康一君

議案第25号につきまして、教育総務課から御説明をいたします。

左肩に議案第25号と標記しております資料を御覧ください。最近でも新聞やネットニュースのほうにおきまして、山口県田布施町というところで、固定資産税の徴収ミスを内部告発した職員がいた。その職員に対して新たに設けた一人だけの部署に配置転換をした、というような報道がありました。こういったケースに象徴されるように、官公署を含みます事業者、民間の会社も含みますけども、そういったところが法令違反行為をして、それを内部通報した職員を不利益な取り扱いから保護するための制度を規定しております公益通報者保護法という法律がございます。この法律に基づいて市内の小中学校に勤務する教職員を対象といたしました公益通報制度の手続きを今回定めようとするものでございます。

制度の内容について、御説明をしていきたいと思っております。次のページを御覧ください。

まず、公益通報ができる職員について、でございますが、いま申し上げましたとおり、先ほど何回も法律の名前が出てきますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に、小中学校に勤務する教職員、これは一般に県費負担教職員と言いますが、その職員の任命権や懲戒処分等の権限は、県の教育委員会にございますが、サービスを監督する権限というのは、各市町村の教育委員会が持っているということになりまして、今回、サービス上の法令違反を対象とする制度になりますので、行橋市の教育委員会がこの制度をつくるという立て付けになっております。

2番目ですけれども、調査グループの設置でございます。職員から公益通報の相談であったり実際の通報があった場合、それを処理するために指導室長を責任者として指導室指導係の職員で構成する調査グループを本市の教育委員会の中に設置をするものです。

続いて(3)公益通報の対象行為といたしましては、職員の職務遂行上の行為のなかで、次の4つを規定しております。それらに該当しそうな行為があると思った場合に、教育長に対して通報を行うことができる、とするものでございます。

実際にどういった内容かという、1番目、法令に違反し、又は違反するおそれがある。

2番目、人の生命、健康、財産、もしくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれがある行為。

3番目、福岡県職員倫理条例に違反し、又は違反するおそれがある行為。

4番目、前各号のほか職務遂行に当たっての不当な行為、ということで規定しているんですけれども、具体的に例をあげますと、ここに書いておりますような地公法の法律の中に抵触する行為、サービス違反行為ですね、そういったものであるとか公金の横領、金

品の強要、収賄だったり、公印文書偽造、不正使用等々の不正な行為が明らかにあった、もしくはあるんじゃないかというようなおそれがある場合は、実際に通報することができるという内容になっています。

続いて実際に通報があった場合の処理の流れですが、4番に記載しております。

まず、職員から通報を受けた調査グループがその通報内容を、まず受理するかどうかの決定を行います。次に、受理すると決定した場合は、調査グループが教育長に対して通報内容の概要をまず報告をいたします。報告を受けた教育長は、必要に応じて、そこで調査が必要だと判断した場合は、調査グループに対して調査を指示する、ということになります。

指示を受けました調査グループは、必要に応じまして関係機関の書類の閲覧であるとか、関係者からの事情聴取等々を行いまして、調査が終わりましたら通報のあった職務遂行上の違反行為の有無を含めまして、調査結果を教育長へ報告する。教育長は通報案件が事実であったと判断した場合は、関係職員に対しまして指導上の措置やその他の適切な措置を講じる、ということになっています。

ここで言う措置というのは、冒頭で申し上げましたとおり、市町村の教育委員会は、直接教職員を処分したり任免したりすることができませんので、あくまでもその権限を持つ県の教育委員会に伝達をすとか、例えば違反行為のなかに刑事事件性がある場合は警察に告発する、というような措置が想定されるところです。

そして最後に5番目ですけれども、処理終了後のフォローアップとして、もし通報職員がそのことを理由に人事上の差別的な取扱いであったり退職の強要、仕事を与えない等々の不利益な取り扱いを受けた場合については、教育長に申出ることができる。そして教育長は、その申出内容が事実であった場合は、その通報職員を保護するための措置を講じなければならない、というふうに規定をしております。

また、本日この議案を可決いただいた後は、校長会を通じて教職員のほうに、こういった制度を開始しました、ということで周知をしていきたいと思っておりますが、実際に通報があった場合は、その通報件数や主な内容などを1年度間、年度年度でまとめて次年度のこの教育委員会会議のほうで報告をしていきたいと思っております。

次の4ページが、いま私が申し上げました処理の流れを図式化したものでありまして、10ページから14ページが、この通報処理、通報をする各種の様式となっておりますので、後ほど併せて御確認をお願いいたします。

以上で御説明を終わります。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。

この件について、何か御意見等がありましたら、お願いいたします。

金澤委員、どうぞ。

○委員 金澤精子君

市役所には、既にもうこの制度は動いてあるんですか。

○教育総務課長 吉本康一君

市の職員も同様の制度は先行して、先につくられていまして、できております。

○委員 金澤精子君

もう何年くらいになりますか。

○教育総務課長 吉本康一君

もう10年以上が経っております。

○委員 金澤精子君

ではその10年間のなかに、こういう通報内容の事例が、案件があがって来ているんですか。

○教育総務課長 吉本康一君

私の知る限りでは、この制度としては構えるんですが、実際に通報したという事案は、今のところない状況でございます。

○委員 金澤精子君

では、これを市の職員に示すときには、こういう制度を職員全員にも周知するわけですね。

○教育総務課長 吉本康一君

そうですね、市の職員のと きも、制度をつくったときも、当然こういった制度をつくりましたということで、全職員に周知をした上で実施はしてきております。

○委員 金澤精子君

なぜかという と、学校はいつも一歩遅れていますからね。他の企業なんかも、やはりこういう制度はありますか。

○教育長 長尾明美君

はい、ございます。

○委員 金澤精子君

もう長いことですか。

○教育長 長尾明美君

はい、もう10年以上前からあります。

○委員 金澤精子君

今のこの内容は、指導室のほうに校長を通じてあがってくる内容と結構ダブりますね。また校長の仕事というのは、そういう職員の生活とか、いろんな面をしっかりと把握する、それがまた校長の一番大きな仕事じゃないかなと私は思うんですが、それをなし得

ていたら、今までのように指導室にあがって、そして室長から教育長のほうに相談があがってと、そういう流れで来ていたのが、そっくりそのまま文書になるというんですか。

それともそういう学校の職員間の人間関係とか、そういうものは従来どおりこのシートを使わないでも、そういうルートはずっと生きてくる。で、その他に例えば校長まであげられない職員がこのルートを使うと考えるんですか。ちょっとそこがはっきりしないんですが。

○教育長 長尾明美君

教育総務課長。

○教育総務課長 吉本康一君

これまでも金澤委員が言うように、この制度がなかったときも、当然、ちょっとこういったことがあるけれど、どうしようか、という相談というのは、言われるように校長先生経由とかで相談は指導室にあっていたと思いますけども、この制度をちゃんと制度化する最大の目的は、やはり上司に報告しづらかったり、内部の人間にはなかなか相談しづらいで、どうしようか、分かっているけど、言うまいかと迷っていて、結局その事案がもみ消されてしまうというのを防ぐのが第一目的で、結局この制度化することで、そういった教頭・校長の上司の方たちに言わずとも別の機関のそういったしかるべき相談機関、通報受付機関のほうに直接言って来られるということで、組織の自浄効果を狙ったのがこの制度なので、委員言われるように、今までどおり相談ということで校長を通じた相談を絶対ダメということではないですけれども、できればこの制度を使えば、もっと今まで見えなかった声を拾うことができるというのが目的です。

○教育長職務代理者 末次龍一君

例えばセクハラとかパワハラとかいうのは、上司とかに言いにくい内容とか、この制度ができてから比較的言えなかった人が言える。自分の今まで腹の中で抑えていたものが出せるようになってきたので、やっぱりさっき教育長からも民間ではだいぶ前からそういうかたちになっているということ。だから普段、人間関係を悪くするような、何かチクるとかそういうことじゃなくて、言えない内容が言えると。今まで腹に持って悶々としていたものが、こういう制度があると、例えば友達でも言えない内容でも教育長に知らせることができる。

だからいろいろ決めごとというのはメリット・デメリットがあると思うけれど、比較的これが採用されているというのはやっぱりメリットのほうが大きいから、民間でもこういう流れになっているんだと思います。

○委員 金澤精子君

私は、もしもそうするんだったら、これを現場に下ろすときに、やはり学校のなかの職員間の人間関係を絶対に壊さないような、何か、正しくしっかり慎重に下ろしていっ

てほしいと思うんです。

○教育長職務代理者 末次龍一君

だからそういうこともね、今までは通報しようにもしようがなかったことがね、さっき言ったように、ルール化されたら、例えば、この人に対して言えないことが。

○委員 金澤精子君

上司に対してですよ。

○教育長職務代理者 末次龍一君

結構、部下が上司に思っても言えないことがある。人間関係が心配される場所もありますよ。例えばこれは直接上司に通してもらいたいということもあると思うけれど、それはまた上がってきたときに、そこら辺は担当する所とか、教育長が判断されて、その話し合いで済ませるとかいうことができるかも分からないし、そこがやはり人間関係になるんですね。しっかりそこは上司と部下が人間関係をつくっていかなくちゃいけないことだと思います。

○教育長 長尾明美君

他には、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、これより採決に入りたいと思います。

議案第25号について、承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、御異議ないということで、承認することといたします。

(5) 議案第26号 行橋市コミュニティスクール推進アドバイザーの委嘱に関する要綱の制定について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第26号 行橋市コミュニティスクール推進アドバイザーの委嘱に関する要綱の制定について、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 吉本康一君

引き続き、教育総務課から説明をいたします。

左肩に議案第26号と標記しております資料を御覧ください。3月と4月の教育委員会会議のなかでも、蓑島小学校の学校運営協議会の委員の任命について、ということで御説明をさせていただいたところですが、本市におきましては、平成28年度に初めて蓑島小学校に先行して学校運営協議会を設置いたしました。これまでモデル校として取り組んでまいったところですが、その後ですね他の学校での設置には至っておりません。

福岡県内の状況といたしましては、設置校は年々増加している状況ではありますが、令和元年度、昨年度の4月の当初時点では、県で23.8%という設置率になっております。ですので、決して割合としては高くないという状況です。この状況を受けまして、県としては2022年、令和4年までに県内の全学校の設置を目指している状況でございます。

これを受けまして、本市につきましては、2021年度、令和3年度当初時点で今元小、今元中、仲津小、仲津中に、その翌年、2022年度、令和4年度の当初時点では、その他を含めました全校設置を目指して取り組んでいこうというところで考えております。ですので、今後の取り組みにあたりまして、研修会の実施であるとか、取り組みの中身への助言をいただくために本要綱を制定いたしまして、専門家を行橋市コミュニティスクール推進アドバイザーとして委嘱をしようとするものでございます。

なお、委嘱の相手方といたしましては、以前から本市の教育行政に深く関わっていただいております、あと文部科学省のコミュニティスクールマイスター、通称CSマイスターがいますけれども、それに認定をされておられる福岡教育大学の森教授を予定しているところでございます。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明は終わりました。この件について、何か御意見がありましたら、お願いいたします。

○教育長職務代理者 末次龍一君

森先生は、物凄く熱心で、人望もあるのでいい先生だと思いますので、良かったなと思います。

○教育長 長尾明美君

では、これより採決いたします。

議案第26号について、承認することに御異議はありますか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(6) 議案第27号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校の対応について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第27号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校の対応についてですが、こちらの審議につきましては、非公開で進めたいと思います。御異議はありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、議案第27号は非公開とさせていただきます。

非公開のため、その他事項が終了した後に審議をしたいと思います。よろしくお願いたします。

5. 協議・報告事項

(1) 行橋市教育情報化推進委員会設置要綱について

○教育長 長尾明美君

それでは、協議・報告事項の1点目に入らせていただきます。

行橋市教育情報化推進委員会設置要綱について、御説明をお願いいたします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明をさせていただきます。左肩に報告ということで標記しております資料を御覧ください。

委員の皆様も御承知のとおり、本市におきましても、先ほどお話にもありましたが、初等中等教育におきますICTの利活用を推進するために、平成27年度に行橋北小を推進モデル校ということで指定をして、それ以降、順次ICT機器の導入を積極的に行ってきたところです。そしてタブレットにつきましては、昨年度ようやく2人から2.5人に1台という状況ではございますが、全校に配備が完了したというところでございます。

そして今年度について、国が進めるGIGAスクール構想に基づきまして、国の補助金などを活用しながら一人1台端末、及び高速通信環境の整備を行う予定としているところでございます。このようにハードの整備につきましては着実に進んできているところでございますが、それらを教育のツールとして効果的に利活用できるかというところは、やはり人になります。教職員の方の、そういったスキルと意識に非常に左右されるというところが大きく、それをですね向上させていくことが、いま現在、本市の教育行政におきます喫緊の課題の一つだというふうに我々も認識しております。

また一方で、3月以降、新型コロナの影響で、長期の臨時休校がありました。これが大きなきっかけとなりまして、全国的な動きとして、ICTを活用した家庭での学習支援というのがございます。本市におきましても、5月までの臨時休校時に行橋北小学校、行橋中学校、長峽中学校の3校で先行的な取り組みというのを実施していただきました。現状においては学校が再開しておりますが、今後の感染拡大の状況によっては、再度の臨時休校の可能性というのは、全く否定できる状況ではない。その中で臨時休校時でのICTを活用した学習支援の検討について急がないといけないということで、以上申し上げましたことを踏まえまして、早急に検討を始めたいというところで、教育情報化推進委員会及び教育情報化推進検討部会を設置するための要綱を、6月1日付で制定したというところでございます。

それでは、要綱の概要を御説明いたします。

まず、第2条によりまして、教育長を教育施策の統括的な推進及び環境整備に関する最高責任者として教育情報化責任者ということにしております。

また、第3条におきまして、各学校長をICT施策に関する現場での責任者として学校情報管理者に、それぞれ位置付けるものでございます。

また、第4条で、学校情報管理者が教員の中から学校ICT担当教員を選任、これは実際に校務分掌上におきます情報担当者というのがいま選任されておりますので、そういった方を想定しております。それで選任するとともに、担当教員の所掌事務を規定しております。

このように検討に当たって関係する方の権限と役割を明確にしているところでございます。

第5条から8条では、推進組織といたしまして、今回設置をいたしました教育情報化推進委員会に関する事項を規定しています。この委員会は教育長を会長といたしまして、教育部長、教育総務課長、指導室長、そして学校情報管理者、これは校長ですね、校長の代表者、学校ICT担当教員の代表者で構成をするものでございまして、情報化にかかります政策的な取り組みやICTの利活用の推進、人材育成等々の、どのようにこれらをやっていくのかということを検討していくものでございます。

また、第9条では、いま申し上げました推進委員会の下部組織といたしまして、教育情報化推進検討部会の設置を規定しております。これは各学校のICT担当教員で構成することとしております。この検討部会では、上部組織の推進委員会が今後検討していくべき内容に関しまして、現場レベルでの課題抽出であったり、解決策の検討協議を行ってまいります。この検討部会は、今月3日に初めての会議を開催したところでございますが、先ほど申しました臨時休校時に3つの学校で行った先行的な取り組みを御紹介いたしまして、情報の共有を図ったところでございます。

その後ですね、共有した情報を横展開するために、担当者が各学校に持ち帰りまして、仮に再度の休校になった場合を想定して、各学校が今ある環境下で今あるものを活用して、できることから始めてみようということで、どんな取り組みができるのかというところで検討をお願いしたところでございます。

それを受けまして、各学校からは、これを検討部会で御紹介した先行事例の取り組みを参考にしながら、YouTubeを使った動画、これは先生のメッセージだったり事前に配付する紙の課題の解説等々の学習支援、こういった動画の作成及び配信であったり、民間の学習支援サイトの活用、あとネット環境がどうしてもない家庭が現時点でいらっしゃると思いますので、そういった家庭にはDVDの貸出等々の取り組み案が出されたところでございます。

今後はですね、一人1台端末の実現を見据えまして、これらの推進組織において平常時、こういった臨時休校ではない平常時の授業づくりにおけるICTの利活用をどのように促進していくのか、また人材育成と意識改革をどうやっていくのか、あと想定される今後の再度の臨時休校のときの学習支援としてICTをどういったふうに活用できるのか等々の検討を、この組織のなかで行っていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等がありましたら、お願いします。

○教育長職務代理者 末次龍一君

国のほうも今回のコロナウイルスの関係で、世界に遅れているという認識があったのかも分からないんだけど、遅いちゃ遅いんだけど、でもこれで一人に1台ずつの端末が入る。ただ全国的だとすると、物自体がなかなか入って来なくなるんじゃないですか。

○教育総務課長 吉本康一君

そうですね、いま委員が言われるように、予算はこの6月議会のほうで可決いただいたので配置をされるんですけども、今後入札手続きを踏まえるなかで、全国的にやはりもう発注にかかってくるので、納品がいつになるかというのを現時点で明確に、ここというのは分かっているんです。

○教育長職務代理者 末次龍一君

ICTは、行橋は他の自治体よりも早く先行して、結構ハード面は力を入れてきたけれど、結局、やっぱりどっちかという組織とかソフト面のほうが本当はしっかりできていないと。国がいい例でしょ。どこにでもコンピュータがあるけれども、集計するのにファクスを送ってきて、それを集計するとかね、あり得ない話ですよ。いくらでもコンピュータは国も自治体もあるし、オンラインで給付金を全部送ったけど、オンラインで申請してもチェックはオンラインじゃない。人がやっているでしょ。それはオンラインとは僕は言わないと思います。

だからそういう面では、こういうふうな組織ができて、学校の事務とかも含めて検討していただいて、学校事務をファクスとかじゃなくて、基本的にコンピュータを使ってできるようなかたちをしていけば、定時が7時とか8時じゃなくて早く帰れることにつながっていくと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長 長尾明美君

他には、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

6. その他

(1) 行橋市増田美術館の催しについて

それでは、その他事項に入らせていただきます。

○教育長 長尾明美君

行橋市増田美術館の催しについて、説明をお願いいたします。

○文化課長 辛嶋智恵子君

では、文化課よりお知らせをさせていただきます。

お手元に2種類のチラシをお配りしております。いずれも行橋市増田美術館で開催いたします展示の御案内です。

まず、7月4日から7月31日まで、特別展、有田 晩香窯展—明治から五代庄村健まで—を開催いたします。こちらは明治17年から現在にわたって活動している有田の窯元、晩香窯の作品を展示し、その歴史も感じていただけるような内容としております。

作家である庄村健さんには行橋市においでいただき、ギャラリー・トークやろくろの実演をしていただくようになっております。

もう1枚、同じく7月4日から、こちらは9月13日までのやや長い期間でございますが、ますびで動物さがし展を開催します。増田美術館の所蔵品の中から、動物が描かれている絵画や陶磁器を展示します。小さなお子さんでも楽しんでいただけるような工夫をしておりますので、ぜひ多くの方に御来場をいただきたいと考えております。

なお、観覧やイベントの開催に際しましては、コロナウイルスの感染予防に配慮して行うようにしております。

お知らせは以上でございます。

○教育長 長尾明美君

ありがとうございました。

説明は終わりましたが、この件について、御質問はございませんでしょうか。

(特に声なし)

最後にその他ですが、他に何かございますでしょうか。

(特に声なし)

では、次に、次回開催日についての御説明をお願いいたします。

○教育総務課長 吉本康一君

すみません、次回の教育委員会の予定に関しまして、教育総務課から皆さんに御相談なんですけども、先ほど議案第24号の委任規則の説明の中で、規則の中で教育長に委任できる事務と委任できない事務がありますよ、ということ申し上げました。教育委員会と教育長の権限の所在を明確にするということで御説明したんですけども、その中で委任できない事務のなかに、市議会に上程する議案の作成過程において教育委員会として意見を申出ること、ということをお話をさせていただきました。

例えばですね、市議会に上程しなければいけない条例の改正案とか予算案とか、これは今でもこの会議に諮らせていただいて、御意見をお伺いしているんですけども、一方で、この市議会に上程する案件というのは、市役所の中の取り決めのなかで庁議という市の幹部職員の会議にも諮らないといけないという決まり事もあって、そういったスケジュール等を加味したときに、いま教育委員会の定例の会議というのは月の月末のほうに設定させていただいているんですが、それを変更させていただけないかということで、皆さんにちょっと御意見を伺いたいと思います。

○教育長職務代理者 末次龍一君

僕は、全然問題ないです。

○教育総務課長 吉本康一君

よろしいでしょうか。

(「大丈夫です」の声あり)

では、来月は予定としては7月10日に一つ臨時の教育委員会をさせていただき、これは皆さんに事前にお話をさせていただいております。そことちょっと近くなるので、7月は今までどおり一番最後の週で、後ほど係長から御提案がありますが、8月の会議から、定例の教育委員会の会議の時期を少しずらせればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○教育政策係長 白川良光君

次回の日程ですが、7月28日火曜日の15時から、御都合はいかがでしょうか。

(「大丈夫」の声あり)

○教育長 長尾明美君

では、次回の定例教育委員会の開催日は、7月28日火曜日15時からといたします。よろしく願います。また、いま申し上げましたが、臨時教育委員会につきましては、7月10日金曜日の9時30分から開催いたしますので、併せてよろしく願います。

それでは、ここから議案第27号の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校の対応について審議をいたします。非公開で審議いたしますので、速記者は退室をお願いします。

11時41分

閉会(12時00分)